

令和 8 年 第 3 回

印西市教育委員会定例会会議録

令和 8 年 3 月 1 9 日（木）

令和8年第3回印西市教育委員会定例会会議録

日時：令和8年3月19日(木)午後2時

場所：印西市役所4階 41会議室

1. 開 会
2. 開 議
3. 議事日程の報告

(議事日程)

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 教育長報告

日程第 4 報告第1号

令和7年度印西市教育委員会児童・生徒表彰について(追加報告)

日程第 5 議案第1号

令和7年度末教職員人事の内申について

日程第 6 議案第2号

印西市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付規則の制定について

日程第 7 議案第3号

印西市立幼稚園における給食の提供に関する規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 8 議案第4号

印西市立幼稚園送迎バスの実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 9 議案第5号

印西市社会教育指導員の設置等に関する規程等の一部を改正する訓令の制定について

日程第10 議案第6号

印西市学校問題対策指導員の設置等に関する規程を廃止する訓令の制定について

日程第11 議案第7号

印西市学校運営協議会委員の任命について

日程第12 議案第8号

印西市立小学校及び中学校の学校医の委嘱について

日程第13 議案第9号

印西市立小学校及び中学校の管理校医の委嘱について

日程第14 議案第10号

印西市立小学校及び中学校の学校歯科医の委嘱について

日程第15 議案第11号

印西市立小学校及び中学校の学校薬剤師の委嘱について

日程第16 議案第12号

印西市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

日程第17 議案第13号

印西市立幼稚園の管理校医の委嘱について

日程第18 議案第14号

印西市史編さん委員会委員の委嘱について

日程第19 議案第15号

印西市立印旛歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱について

日程第20 議案第16号

印西市教育ビジョンについて

日程第21 その他

4. 閉 議

5. 閉 会

教育長及び出席委員(5名)

	教 育 長	渡 邊 義 規
1 番	教育長職務代理者	豊 田 光 弘
2 番	委 員	長 尾 香 奈
3 番	委 員	屋 敷 毅
4 番	委 員	増 田 洋 子

欠席委員(なし)

説明のため出席した職員(8名)

教 育 部 長	伊 藤 章
教 育 部 副 参 事 (教育総務課長事務取扱)	鈴 木 圭 一
学 務 課 長	加 藤 知 巳
指 導 課 長	岡 田 光 靖
学 校 給 食 課 長	出 山 健 生
生 涯 学 習 課 長	中 嶋 広
文 化 振 興 課 長	飯 島 正 義
保 育 幼 稚 園 課 長	五 十 嵐 将 晃

職務のため出席した職員(4名)

教 育 総 務 課 課 長 補 佐	木 崎 和 博
----------------------	---------

教 育 総 務 課 教 務 係 長	中 野 竜 一
教 育 総 務 課 教 務 係 主 査	佐 々 木 洋 子
教 育 総 務 課 教 務 係 主 査	川 村 健 一

(14時00分)

(開会の宣告)

教 育 長

ただいまより、令和8年第3回印西市教育委員会定例会を開会いたします。

(出席者の報告)

教 育 長

本定例会の出席職員につきましては、印西市教育委員会会議規則第14条の規定により、教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、学校給食課長、生涯学習課長、文化振興課長、健康子ども部保育幼稚園課長、教育総務課職員です。

(開議の宣告)

教 育 長

それでは、これより開議いたします。

(議事日程の報告)

教 育 長

本日の議事日程については、お手元にお配りしたとおりです。ご了承願います。

(会議の非公開、日程の変更)

教 育 長

会議の公開について伺います。

日程第5 議案第1号 令和7年度末教職員人事の内申については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び第8項並びに印西市教育委員会会議規則第12条第1項の規定に該当することから、会議を非公開とすることを提案いたしますが、異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

それでは、日程第5 議案第1号は非公開といたします。

また、当該議案につきましては傍聴人等にご退席願いますことから、印西市教育委員会会議規則第10条に基づき、議事日程の順序を変更することとし、日程第21 その他の後に繰り下げたいと思いますが、異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めますので、議事日程については、そのようにいたします。

(会議録署名委員の指名)

教 育 長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、会議規則第31条の規定により、1番、豊田教育長職務代理者を指名します。お願いします。

(会期の決定)

教 育 長

日程第2 会期の決定を行います。

本定例会の会期は、会議規則第4条の規定により、本日1日とします。

(教育長報告)

教 育 長

日程第3 教育長報告を行います。

まず、経過報告でございます。

3月5日木曜日、令和8年第1回市議会臨時会が市役所であり、出席いたしました。

7日土曜日、印西市民アカデミー第26期生卒論発表会が文化ホールであり、出席いたしました。

8日日曜日、国際女性デーのイベントがイオンモール千葉ニュータウンで開催され、参加してまいりました。

同日、平和講演会がそうふけ公民館であり、出席いたしました。

9日月曜日、第125回印旛・柏文化財センター理事会が佐倉市であり、出席いたしました。

10日火曜日、中学校の卒業式、市内9校で開催され、委員の皆様もそれぞれご出席いただきました。私は滝野中学校の式に参加してまいりました。

11日水曜日、政策調整会議が市役所であり、出席いたしました。

同日、令和7年度児童・生徒表彰式、追加分3名の児童の表彰式を執り行いました。

同日、任期付職員採用面接が市役所であり、面接を行いました。

14日土曜日、印西市民アカデミー第26期生卒業式が中央公民館を会場に執り行われました。

16日月曜日、第2回いじめ防止対策委員会会議が教育センターであり、出席いたしました。

18日水曜日、小学校卒業式が市内18校で開催され、こちらも委員の皆様、それぞれご出席いただきました。私は木下小の式に出席いたしました。

19日木曜日、本日ですが、第3回教育委員会定例会を開催しております。

次に、行事予定でございます。

3月24日火曜日、カーボンニュートラル推進本部会議が市役所であり、参加予定です。

27日金曜日、令和7年度末教職員辞令交付式が多古町であり、出席する予定です。

同日、令和7年度末教職員人事異動に伴う辞令伝達式が市役所であり、出席予定です。委員の皆様にも参加していただく予定です。

同日、印旛児童相談所内覧会が印西市牧の原でありまして、参加する予定です。4月開所予定と聞いております。

各 委 員
教 育 長
(報告第1号)
教 育 長

教育総務課長

31日火曜日、退職者辞令交付式が市役所であり、出席する予定です。
年度が替わります。令和8年度4月1日水曜日、人事異動辞令交付式が市役所であり、出席する予定です。
3日金曜日、第1回印旛地区教育委員会連絡協議会定例常任委員会が佐倉市であり、出席予定です。
同日、第1回印旛地区教育長会議が佐倉市であり、出席予定です。
8日水曜日、中学校入学式が市内9校であり、出席する予定です。
9日木曜日、小学校入学式が市内18校であり、出席予定です。小学校、中学校ともに委員の皆様にも出席をいただく予定です。
11日土曜日、印西市民アカデミー第28期生入学式が文化ホールであり、出席予定です。
同日、部活動地域展開の方針説明会が文化ホールであり、出席する予定です。
14日火曜日、令和8年度印旛地区教育委員会連絡協議会定期総会が成田市であり、そちらも委員の皆様と共に出席する予定です。
17日金曜日、千葉県都市教育長協議会定期総会・研修会が千葉市であり、出席予定です。
24日金曜日、第4回教育委員会定例会を市役所で開催する予定であります。
以上でございます。何かご質問等ありますでしょうか。よろしいですか
なし。
それでは、これより議事に移ります。

日程第4 報告第1号 令和7年度印西市教育委員会児童・生徒表彰についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。
教育総務課長。
報告第1号 令和7年度印西市教育委員会児童・生徒表彰について。
印西市教育委員会児童・生徒表彰の被表彰者を印西市教育委員会児童・生徒表彰規程第3条第4項の規定により、別紙のとおり決定したので報告する。
令和8年3月19日提出。
印西市教育委員会教育長、渡邊義規。
それでは、ご報告させていただきます。
今回の表彰は、1月の教育委員会定例会で報告させていただいた以降に表彰を決定した児童について報告をするものでございます。
表彰いたしますのは、個人で児童3名でございます。被表彰者の学校名、学年、氏名及び内容につきましては、表に記載しているとおりでございますので、ご確認いただきたいと思います。

教 育 長

各 委 員

教 育 長

(議案第2号)

教 育 長

生涯学習課長

なお、表彰式につきましては、3月11日に市役所において実施しております。

説明は以上でございます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

なし。

質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号を終わります。

日程第6 議案第2号 印西市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

議案第2号 印西市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付規則の制定について。

印西市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付規則を次のように制定する。

令和8年3月19日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

それでは、ご説明いたします。

審議資料をご覧ください。

初めに、1の制定の要旨でございますが、フリースクール等を利用する不登校児童・生徒が多様な学びの機会を確保し、健やかな成長及び社会的自立を図ることができるよう、その保護者の経済的負担を軽減するとともに不登校児童・生徒の教育的支援を推進するため、予算の範囲内において経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものでございます。

次に、2の条文の内容でございますが、第1条は規則の趣旨について、第2条は用語の定義について、第3条は補助の交付の対象となる者について、第4条は補助の対象となる経費及び補助金の額について、第5条は補助金の交付申請について、第6条は補助対象者の認定について、第7条は申請者の在籍学校及び認定施設への情報提供について、第8条は申請内容の変更について、第9条は補助対象経費に係る実績報告について、第10条は補助金額の決定について、第11条は補助金交付決定の取消しについて、第12条は補助金の交付の請求について、第13条は補助金の返還について、第14条はフリースクール等の施設基準について、第15条はフリースクール等施設の認定申請について、第16条はフリースクール等施設の認定について、第17条はフリースクール等施設の認定申請内容の変更、廃止及び休止について、第18条は施設の認定取消しについて、第19条は補助金に関し必要な事項の委任についてを規定するものでございま

	す。
	続きまして、3の附則の施行期日でございますが、令和8年4月1日でございます。
教 育 長	説明は以上でございます。
	これから質疑を行います。
	質疑はありませんか。
豊 田 委 員	豊田教育長職務代理者。
	それでは、何点か質問させていただきたいと思います。
	まず、総体的なところで、フリースクールの補助金の請求の請求者というか、補助金を請求される方の宛てなんですけれども、印西市の補助金の交付規則を見ますと、前回、フリースクールを運営する事業者への補助金のときにも伺ったんですけれども、予算執行者は市長さんになられているので、通常であれば市長さん宛てに請求をされるというふうな考え方だと思いますが、その辺をいま一度ご説明いただければと思います。これがまず1点です。
教 育 長	一つずつでよろしいですか。
	そうですね。
	申請する先ですね。
	途中ですけれども、暫時休憩します。
	(14時15分)
教 育 長	では、再開します。
	(14時19分)
教 育 長	それでは、質疑を続けます。
生涯学習課長	生涯学習課長。
	こちらの事務については、今後、事務委任の手続を取って、教育委員会のほうで行うという手続を取りますので、教育長宛てとしていところでございます。
教 育 長	豊田教育長職務代理者。
豊 田 委 員	逆にいえば、次の段階で委任されるということで、それは例えば規則を先に制定しても問題ないですよ、委任される前に。
教 育 長	生涯学習課長。
生涯学習課長	総務課と打合せして、そういったことで手続を進めるという流れになっておりますので、問題ないと考えております。
教 育 長	豊田教育長職務代理者。
豊 田 委 員	では規則が制定された後に事務委任をするという形ですか。それも同日付でないとおかしくなるのではないですか。
教 育 長	生涯学習課長。
生涯学習課長	施行日を合わせまして4月1日。
教 育 長	豊田教育長職務代理者。
豊 田 委 員	そういうことですね。4月1日施行と合わせるということ、分かりまし

	た。それだったら結構です。
	続けて、3条関係で、第3条の第1号の中で「当該不登校児童生徒が、在籍する学校への登校が困難な状況にあること。」というような表現がされているのですけれども、これは例えば、具体的に何日以上不登校の状態が続いたとか、そういった具体的な数値というのは、今後何かで示されていくのでしょうか。
教 育 長 生涯学習課長	生涯学習課長。 お答えいたします。 不登校の状態というのが、一応30日の目安、そういった期間ということと考えております。年間で30日以上です。
教 育 長 豊 田 委 員	豊田教育長職務代理者。 ということは、この施行された段階では申請できないことになりますよね。
教 育 長 生涯学習課長	生涯学習課長。 現在、現時点で30日を超えているような児童・生徒さんに対しまして、教育センターのほうと連携しまして、そういった情報を基に、対象者かどうかというのを判断させていただく予定でございます。
教 育 長 豊 田 委 員	豊田教育長職務代理者。 分かりました。 続けてよろしいですか。 あと、やっぱり補助対象者の中で、例えばこういう児童・生徒さんがいらっしゃるかどうかわからないけれども、印西市外に住所があつて、市内の小・中学校に在籍されているとかという、そういう子どもさんはいらっしゃるのでしょうか。
教 育 長 生涯学習課長	生涯学習課長。 そういった方が実際にいるかどうかというのは把握していないんですけれども、こちらの補助金に関しては、市内に住所を有する方を対象としていますので、そういった方がいた場合は対象外となるものと考えております。
教 育 長 豊 田 委 員	豊田教育長職務代理者。 学籍が市内の学校にあつても、そういう児童・生徒さんは対象外になってしまうということですね。
教 育 長 生涯学習課長	生涯学習課長。 お見込みのとおりです。
教 育 長	よろしいですか。
豊 田 委 員	豊田教育長職務代理者。 中には他市町村でそういう方々をやはり対象にしているところもあるので、その辺はいかがですか。
教 育 長 生涯学習課長	生涯学習課長。 こちらの第2条の第1号にも記載があるとおり、市内に住所を有しとい

	うことにしております、こちら他市を参考につくったところもございますので、他市でもこういった市内の住所要件というのを設けているところがございまして、印西市につきましては、こちらの市内の住所要件というのを入れて規定したところでございます。
教 育 長	豊田教育長職務代理者。
豊 田 委 員	分かりました。6号に、市税を滞納していないことと書いていますからね。
	では、最後にもう一つ、第4条第2項の補助金の額について伺いますが、2万円を上限とするということですが、この2万円の根拠というのは何か、お分かりになれば。
教 育 長	生涯学習課長。
生涯学習課長	市内のフリースクール等の施設の料金、また市外のそういった施設の利用料等、いろいろそういったものも参考にさせていただきながら、また他市の補助金額も、いろいろあるのですけれども、そういったものを参考に、2万円とさせていただいたところでございます。
教 育 長	よろしいですか。
	豊田教育長職務代理者。
豊 田 委 員	関連で、そういった事業者さんのフリースクール利用料というのは大体どのくらいですか。参考にされたということですが。
教 育 長	生涯学習課長。
生涯学習課長	1万円未満から、上は、塾的なことをやられているところは3万円、4万円と高いところもございますが、一応、平均を取ると1万円から3万円ぐらいの他市の状況でございましたので、そちらを参考に2万円としたところでございます。
教 育 長	よろしいですか。
	豊田教育長職務代理者。
豊 田 委 員	そうしますと、事業者によって事業の内容ですとか、そういったもので変わってくるということですが、幅があるということは、例えば2万円を上限としたときに、かかった経費の3分の1だとか半分だとか、そういった考えというのはないのでしょうか。
教 育 長	生涯学習課長。
生涯学習課長	先ほど申しましたように、利用料にも幅がございまして、補助率何分の1とかというのを設けてしまいますと、どうしても低い額のところも自己負担が出てしまうということもございます。
	義務教育課程の児童・生徒さんでございまして、できるだけそういった自己負担がない範囲で補助できる額というのを目指しまして、2万円と設定させていただいたところでございます。
教 育 長	よろしいですか。
豊 田 委 員	分かりました。
教 育 長	ほかに質疑はありませんか。

増田委員	増田委員。
増田委員	ケースによって、金額は様々かもしれないのですが、保護者の方が実際に負担している金額はどれくらいのものでしょうか。
教育長	それは市内のということでいいですか、市内の施設。
増田委員	そうです、実際に。
教育長	生涯学習課長。
生涯学習課長	お答えいたします。
	市内ですと、1万円以内のものが多く状況でございますが、市外でいきますと5万円とか、そういった高額のところもあるということは把握しています。
教育長	増田委員。
増田委員	それを保護者の方が負担しているということですね。
生涯学習課長	はい。
教育長	ほかに質疑はありませんか。
長尾委員	長尾委員。
	フリースクール等の補助金の申請書ですけれども、その中にフリースクール等の名称を書くところがあって、例えば放課後デイサービスとかだと1か所だけじゃなくて、何か所か行っているお子さんがいたり、フリースクールも何か所か利用されている児童・生徒さんがいらっしゃるのかと思いますが、その場合は何か所か行っているところ全部を記入していくのですか。
教育長	生涯学習課長。
生涯学習課長	お答えいたします。
	複数箇所通われている場合につきましても、合計額が2万円までは補助できるようなものにしていきますので、申請書にその旨を記載して、添付書類をつけていただければ対象となるということでございます。
教育長	そのほか質疑はありませんか。
豊田委員	豊田教育長職務代理者。
	今の長尾委員の質問の中で、その場合、申請というのは、1事業者に対して、1か所について1申請と書くんですか、それとも1申請でまとめて書いていいのですか。
教育長	生涯学習課長。
生涯学習課長	申請書にまとめて書いていただくような形で、合計額が2万円を超えるまでは対象ということでございます。
教育長	豊田教育長職務代理者。
豊田委員	では、あくまでも1申請で処理できるということでよろしいですか。
生涯学習課長	そうです。
豊田委員	分かりました。
教育長	よろしいでしょうか。
	ほかに質疑ありますか。よろしいですか。

各 委 員
教 育 長

なし。
では、これで質疑を終わります。
議案第2号について採決をします。
お諮りいたします。
議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員
教 育 長

異議なし。
異議なしと認めます。
したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

(議案第3号)
教 育 長

日程第7 議案第3号 印西市立幼稚園における給食の提供に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保育幼稚園課長。

保育幼稚園課長

議案第3号 印西市立幼稚園における給食の提供に関する規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市立幼稚園における給食の提供に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年3月19日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

それでは、審議資料に基づきましてご説明させていただきます。

審議資料の3-1ページをご覧ください。

1、改正の要旨でございますが、園児の食物アレルギー等への対応に必要な様式の改正を行い、また、地方公共団体情報システムの標準化の対象となった様式について標準化様式との整合を図るものでございます。

2、改正の理由でございますが、第1号様式中の食事の除去食について、鶏卵、魚卵、エビ、カニを加えるほか、字句の整理を行い、また、第2号様式につきましては地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴う標準化様式とするための所要の改正を行うものでございます。

4の新旧対照表の3-2ページにかけてご覧ください。

第8条第3項につきましては、給食の納入に使用する様式の名称を標準化様式に合わせまして、納入通知書兼領収書から納付書(原符)兼振込金受領証に改めるものでございます。

3-3ページをご覧ください。

1号様式につきましては、表の中段にございます食事の除去食に係る括弧書きについて字句の整理を行うほか、同表の一番下の区分につきましても所要の改正を行うものでございます。

3-4ページをご覧ください。

2号様式につきましては、給食費の納入に使用する様式を標準化様式

	に改めるものでございます。
	審議資料の3-1ページにお戻りください。
	3、施行期日等でございますが、この規則の施行期日は令和8年4月1日とし、また、現行の様式の取扱いについて経過措置を設けるものでございます。
	説明は以上でございます。
教 育 長	質疑の前に確認ですけれども、今の説明の中で、3-2の納入通知書兼領収書から納付書（原符）兼振込金とおっしゃいましたけれども、払込金ですか。一番上です。
保育幼稚園課長	すみません、払込金です。申し訳ございません。訂正させていただきます。失礼いたしました。
教 育 長	それでは、質疑を行います。
	質疑はありませんか。
	長尾委員。
長 尾 委 員	ご説明ありがとうございます。
	園児の食物アレルギー等への対応についてというふうに記載があるのですが、今までに、例えば宗教食などでこれを除去してほしいとか、そういうことがあったのかと、今後もそういうことがあった場合は、どのように対応、まず宗教食などにも対応されるのか、それともこれはアレルギーについてのみ該当するのか教えていただけますか。
教 育 長	保育幼稚園課長。
保育幼稚園課長	お答えいたします。
	この様式1号の中には、今回の改正というのは食事の変更ということで、アレルギーの対応をさせていただくんですけれども、宗教食、こういったものが食べられないということがあれば、食事の停止ということで、この表の中の食事の停止というところがございますので、それで全部止めてしまうというような対応になろうかと思います。
	以上でございます。
教 育 長	よろしいでしょうか。
	ほかに質疑はありませんか。
各 委 員	なし。
教 育 長	では、これで質疑を終わります。
	議案第3号について採決をします。
	お諮りいたします。
	議案第3号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。
	したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。
(議案第4号)	
教 育 長	日程第8 議案第4号 印西市立幼稚園送迎バスの実施に関する規則の

保育幼稚園課長

一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保育幼稚園課長。

議案第4号 印西市立幼稚園送迎バスの実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市立幼稚園送迎バスの実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように設定する。

令和8年3月19日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

それでは、審議資料に基づきましてご説明させていただきます。

審議資料の4-1ページをご覧ください。

まず、1、改正の要旨でございますが、第3条の表に規定します、もとの幼稚園送迎バスの運行区域中の字句の改正を行い、また、地方公共団体情報システムの標準化の対象となった様式につきまして、標準化様式との整合を図るものでございます。

次に、2、改正の理由でございますが、もとの幼稚園送迎バスの運行区域の見直し及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴う標準化様式とするための所要の改正を行うものでございます。

4、新旧対照表の4-2ページにかけてご覧ください。

まず、第3条の表につきましては、運行区域の一番最後にございます牧の原六丁目を牧の原四丁目から六丁目、牧の台一丁目、小林、小林浅間二丁目から三丁目、小林大門下一丁目、小林大門下三丁目、宗甫、東の原一丁目から三丁目に改めるものでございます。

次に、第8条第3項につきましては、送迎バスの利用者負担の納入に使用する様式の名称を標準化様式に合わせて、納入通知書兼領収書から納付書(原符)兼払込金受領証に改めるものでございます。

4-4をご覧ください。

第1号様式につきましては、様式の中段にございます引用条項を第8条第1項から第7条第1項に改めるものでございます。

続きまして、4-5ページをご覧ください。

第4号様式につきましては、送迎バスの利用者負担金の納入に使用する様式を標準化様式に改めるものでございます。

審議資料4-1ページにお戻りください。

3の施行期日でございますが、この規則の施行期日は令和8年4月1日とし、また、現行の様式の取扱いにつきまして、経過措置を設けるものでございます。

説明は以上となります。

教 育 長

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

屋敷委員。

屋敷委員	屋敷です。お願いします。 少し議案の内容とずれてしまうのですが、お伺いしたいことがあるので、よろしいでしょうか。 以前からある地区のお子さんがすごく少なくなっていると思うのですが、遠方になる牧の原なり小林地区なりというところから来ていらっしゃるお子さんは、大体どのくらいいらっしゃるのか。
教 育 長 保育幼稚園課長	保育幼稚園課長。 バスの利用者というところでお答えいたします。 まず、滝野・牧の原方面から15人、小林方面13人、いには野・平賀台方面が8人、東の原・鎌苅・岩戸方面8人というところで、44人、これが令和8年度の4月1日で利用される利用者の見込みとなっています。 以上でございます。
教 育 長 屋敷委員	屋敷委員。 ちなみに、かなり範囲が広がるようですが、今まで多分2台で運行していたと思いますけれども、台数が増えたりするご予定はありますか。
教 育 長 保育幼稚園課長	保育幼稚園課長。 お答えいたします。 運行コースは変更するのですが、運行ルートは現行の4ルート、これは維持させていただくといった形でございます。 以上でございます。
教 育 長 屋敷委員 保育幼稚園課長 屋敷委員 教 育 長	屋敷委員。 台数は増えないということですね。 はい。 ありがとうございました。 ほかに質疑はありませんか。よろしいでしょうか。 豊田教育長職務代理者。
豊田委員	内容のことではないのですが、改正内容が資料の4-2ページの頭のところだと、牧の原六丁目が改正前のもので最後になっていて、牧の原六丁目を牧の原四丁目から六丁目に改められるわけですね。その後の地区については、新たに加えられたということですのでよろしいんですね。 そうすると、牧の原は改められて、その後に他の部分は加えてよろしいのではないかと思うのですが、改正文の書き方については。
教 育 長 保育幼稚園課長	保育幼稚園課長。 お答えいたします。 ご指摘のとおり、牧の原六丁目をまず改めて、その後に牧の台以降を加えるという手法もあるかと思うのですが、法制執務上、なるべく短く改正するというルールがございますので、牧の原六丁目を牧の原四丁目から最後の東の原一丁目というふうに改める方式を、改めて加えるのではなく、改めるという一つの方式を採用させていただいたところでござい

豊田委員
教育長
各委員
教育長

ます。

それなら結構です。ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

なし。

では、これで質疑を終わります。

議案第4号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第4号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員
教育長

異議なし。

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

(議案第5号)
教育長

日程第9 議案第5号 印西市社会教育指導員の設置等に関する規程等の一部を改正する訓令の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

議案第5号 印西市社会教育指導員の設置等に関する規程等の一部を改正する訓令の制定について。

印西市社会教育指導員の設置等に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように制定する。

令和8年3月19日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

それでは、ご説明させていただきます。

審議資料をご覧ください。

1、改正の要旨でございますが、組織の改編に当たり、次に掲げる規程の組織の名称等を改めるものです。

(1)印西市社会教育指導員の設置等に関する規程、(2)印西市家庭教育指導員の設置等に関する規程です。

2、改正の理由でございますが、行政組織の改編に伴う組織の名称及び印西市教育委員会行政組織規則の一部改正による条番号を改めるものであります。

第1条として、印西市社会教育指導員の設置等に関する規程の一部を改正、第2条として、印西市家庭教育指導員の設置等に関する規程の一部を改正で、1条、2条とも組織改編に当たり、印西市教育委員会行政組織規則の一部改正に伴う条番号の変更と同じく、組織改編による組織の名称を改めるものでございます。

施行期日ですが、令和8年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

教育長

では、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

各委員	なし。
教育長	質疑なしと認めます。
	議案第5号について採決をします。
	お諮りいたします。
	議案第5号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。
	したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。
(議案第6号)	
教育長	日程第10 議案第6号 印西市学校問題対策指導員の設置等に関する規程を廃止する訓令の制定についてを議題とします。
	提案理由の説明を求めます。
	指導課長。
指導課長	議案第6号 印西市学校問題対策指導員の設置等に関する規程を廃止する訓令の制定について。
	印西市学校問題対策指導員の設置等に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。
	令和8年3月19日提出。
	印西市教育委員会教育長、渡邊義規。
	それでは、1枚めくっていただいて、審議資料をご覧ください。
	廃止の理由につきましては、会計年度任用職員として任用しておりました学校問題対策指導員の職務に代わり、任期付職員としてスクールアドバイザーを置くことになりましたので、この訓令の役割がなくなったためでございます。
	説明は以上でございます。
教育長	これから質疑を行います。
	質疑はありませんか。よろしいですか。
各委員	なし。
教育長	質疑なしと認めます。
	議案第6号について採決をします。
	お諮りいたします。
	議案第6号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。
	したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。
(議案第7号)	
教育長	日程第11 議案第7号 印西市学校運営協議会委員の任命についてを議題とします。
	提案理由の説明を求めます。
	生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第7号 印西市学校運営協議会委員の任命について。

印西市学校運営協議会委員を地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第2項及び印西市学校運営協議会規則第4条第2項の規定により、次のとおり任命する。

令和8年3月19日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

それでは、ご説明いたします。

本案は、令和8年度から新たに学校運営協議会を設置する学校及び学校区の委員を任命するものでございます。

設置形態でございますが、木刈中学校区につきましては各学校単独での設置、原山中学校区及び印旛中学校区につきましては中学校区単位による合同設置でございます。

このたび任命いたします委員は、延べ人数で21名でございます。学校・学校区別では、木刈中学校3名、木刈小学校2名、小倉台小学校2名、原山中学校区7名、印旛中学校区7名でございます。

また、選出区分別の内訳では、対象学校の所在する地域の住民が9名、対象学校に在籍する児童または生徒の保護者が7名、対象学校の運営に資する活動を行う者が2名、学識経験を有する者が3名となっております。

任期につきましては、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間でございます。

なお、本案で提出した方以外にも、校長及び教職員も含めまして複数名を任命することとなりますが、現時点で未確定でありますことから、今後、確定次第、任命の手続は取っていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

教 育 長

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

増田委員。

増 田 委 員

ご説明ありがとうございました。

それぞれの分野で活躍されている方々が、ここに選ばれているのだと思いますが、どのような方法で委員の皆様を選出したのか、お伺いしたいと思います。

木刈小学校で、学識経験を有する者としての澤根孝之様、それから原山中学校のほうでも、同じに澤根孝之様が兼ねていらっしゃるような具合なんですけれども、この選出には、意図するものが何かあるんでしょうか。

教 育 長

生涯学習課長。

生涯学習課長

お答えいたします。

委員の選出に当たりましては、基本的には学校のほうで選出していただいて、ご本人様から同意を得ていただいて、学校からの推薦という形

	をいただいて、今回こちらへ提出させていただいているものでございますので、選出につきましては学校のほうで行っているということがまず1点目でございます。 2点目の委員の重複でございますけれども、こちらの木刈中学校区につきましては、学校のほうで単独で行っていきたい、合同設置ではなくて単独で行っていきたいということで、それぞれ学校ごとに学校運営協議会を設置するという方針が決まりましたので、そちらのほうで委員の選出を行っていただいております。 やはり中学校区ごとですと、今までの経験上、うまく運営できないというような懸念があるという校長先生のお話もありまして、そういった意見を酌んで、単独設置としております。 委員の重複につきましては、本人の同意も得ておりますし、それぞれの学校ごとに活動もかぶる面もあると思うんですけれども、学校ごとに学校に沿った運営を行っていただけると認識しておりますので、特段問題はないかと考えているところでございます。
教 育 長	特に兼ねている特別な意図があるということではなくてということによろしいですかね。
生涯学習課長	そうですね。
教 育 長	よろしいでしょうか。
	ほかに質疑はありませんか。
長 尾 委 員	長尾委員。
	木刈中学校と小倉台小学校で重複されている方がいらして、学校運営協議会というのは中学校区ごとに設置されて、年間スケジュールが決まると思うんですけれども、木刈中学校と小学校と別々のところで選出されているということは、協議会は別にあるのか、それともし、そういうことであれば、この方はどちらの会議にも参加していくことになるのでしょうか。
教 育 長	生涯学習課長。
生涯学習課長	お答えいたします。
	こちらの表に記載がありますとおり、木刈中でしたら木刈中で一つの学校運営協議会を設置している。ですので、木刈中学校区ですと、木刈中で一つ、木刈小で一つ、小倉台小で一つというような、3つの学校運営協議会を設置する形になります。 原山中学校区と印旛中学校区は、小・中学校の合同で設置しますので、それぞれ中学校区で一つずつの協議会の設置という形になりますので、兼ねている委員は、それぞれの学校運営協議会にご参加いただいて、活動していただくような形になります。
教 育 長	よろしいですか。
	ほかに質疑はありませんか。
	長尾委員。

長 尾 委 員

今のお話を伺っていると、別々に協議会があるということは、別々に話が進んでいく。そういうことであれば、やっぱり兼ねていらっしゃる方が1人いると、いろいろな情報がその方によってつなげられていくので、それはいいんじゃないかなと思うのですが、そういった意味で、今後ほかの学校区、中学校区でも、そうやって分かれていくのであれば、情報共有はどういうふうにしていくのか。この方みたいに複数のところで一緒にやっている方が情報を回してくださるのか、どういう感じで情報共有をしていくのか教えていただきたいです。

教 育 長
生涯学習課長

生涯学習課長。

学校運営協議会につきましては、学校運営に必要な支援というのを地域の方々からご意見等をいただきながら、学校をよりよく運営していくという制度でございますので、学校ごとに協議会をつくって、その学校をどういうふうに回していくかを決めていくものでございます。

やはり小学校、中学校、卒業して中学校へ進みますので、連携していかなければならない部分もあると思いますけれども、学校の運営という面で見ると、単独で設置したいということでしたので、そういったことで、この3校につきましては単独設置になっております。

情報共有という面につきましては、やはり両方に参加されている委員さんになりますので、小学校の情報を中学校、または中学校の情報を小学校へということで、情報共有が図られるものと思っております。

今後、単独で設置されるかどうかというのは、まだ未定ではございますけれども、合同で設置しているところにつきましては、情報は共有できていくものと考えておりますので、その辺は問題ないかと考えております。

今後も単独設置がもしあった場合につきましては、そういった情報を、重複委員がいらっしゃらない場合につきましては、そういった情報は市のほうで把握しながら、共有を図ってまいりたいと考えております。

教 育 長

よろしいですかね。

増田委員。

増 田 委 員

既に実施されている印西中学校区とか、そういったところでのこれまでの活動の様子とかというのを、お伺いできたと思います。中学校区として学校運営会議があって、そこに中学校があり、その中学校の中にある小学校があり、そして選ばれている委員の皆さんが話し合うことで、きっとそのエリアの情報共有とか図られていくということは、確かなことだと思うのですが、実際に学校を支援していくとなったときには、中学校の内容、それからその中にある小学校の、2校あれば2校、様々な形であって、ここにある独立している木刈中、木刈小、小倉台というのは、そもそもに規模の大きいところなので、そこを一緒にたにして話し合っていくのにも、ちょっとつかみどころのない話もあるか

なという感じで、もしかすると、初めから独立するような形の方法につながったのだろうけれども、きっと原山中学校区とか印旛中学校区とあったとしても、本当に学校の運営に、いろいろと学校側、それから、そこにあるPTAの方々と協力し合って、学校をどう支援するのかという話をしていると、ここの大きくあるものの下に、独立とっていいかどうか分からないけれども、直接には、分かれた形での動き方が、実際には望まれていくのかなと思います。学校運営協議会の役目や意義などと、実際に学校を具体的に支えていく実務というか、そのところは、やっぱり、その中で分かれてやっていくメリットみたいなものもあるのではないかなと、思うのですけれども、実際、印西中学校区の木下・大森小地区となると、小学校自体、そこにはきっと、昔からのやりようのある、様々なそれぞれの色の違いがあるのところが、学校をサポートしていくことのあらましを、連絡協議会で話し合えるものなのかは、ちょっとお聞きしたいなと思います。

教 育 長

単独で設けたほうがいいんじゃないかということですか、そういうわけではないですかね……

増 田 委 員

そうですね、実際にやられているところから、そういう声は上がってはいないですかね、どうでしょう。

教 育 長

ではまず、その辺を含めて、生涯学習課長。

生涯学習課長

まず、現在設置済みの印西中学校区の学校運営協議会についてなんですけれども、そういった分かれてやったほうが良いというようなお話は特にない状況でございます。

現在、学校運営協議会の中で、家庭とか地域で学校とどう協働して、よりよい学校をつくっていくかというふうなことを、取組等、そういったものについて協議、熟議しておりますので、そういった課題を見つけて、次年度以降の活動につなげていければということで進めております。

実際の活動につきましては、今後、地域学校協働活動推進員、学校運営協議会の委員も兼ねていただくような方なのですが、そういった推進員を設置いたしまして、その方が学校運営協議会で決まった内容を、地区のほうでどういった活動につなげていくか、結びつけていただいて、地域と学校をうまく連携させていければと考えております。

教 育 長

増田委員。

増 田 委 員

中学校区という組織があることは大事だと思うのです。きっと情報共有というか、そこでお互いに、それぞれの地区のやりようというのを共通認識しながらで、さらに学校の支え方を考えていくのは、できることなので、実際にやられているところから、これから新しく取り組まれるところまで、成果と課題の部分がうまく引き継がれていくといいなと思いました。ありがとうございました。

教 育 長

そうですね、その辺を市で支援していくという形になりますか。

生涯学習課長	生涯学習課長。 印西中学校区の今の実施状況につきましては、コミュニティスクール だよりを作って情報提供しながら、今後実施していく協議会のほうに情 報提供して、活用できる点は活用していただければと考えております。
教 育 長 各 委 員 教 育 長	ほかに質疑はありませんか。よろしいでしょうか。 なし。 では、これで質疑を終わります。 議案第7号について採決をします。 お諮りいたします。 議案第7号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員 教 育 長	異議なし。 異議なしと認めます。 したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。 ここで1時間たちましたので、休憩を取りたいと思います。 少し短いですが、3時15分まで休憩を取りたいと思います。 (15時06分)
教 育 長	では、時間ですので、再開いたします。 (15時15分)
(議案第8号) 教 育 長	日程第12 議案第8号 印西市立小学校及び中学校の学校医の委嘱に ついてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 指導課長。
指 導 課 長	議案第8号 印西市立小学校及び中学校の学校医の委嘱について。 印西市立小学校及び中学校の学校医を印西市立小学校及び中学校管理 規則第5条の規定により、別紙のとおり委嘱する。 令和8年3月19日提出。 印西市教育委員会教育長、渡邊義規。 それでは、裏面をご覧ください。説明します。 学校医の内科医について、委嘱期間満了に伴い、新たに委嘱をするも のでございます。 新規で委嘱させていただきます方が、7番、原山小学校の木下舞先 生、10番、小倉台小学校の檜崎秀彦先生、19番、印西中学校、大久保知 美先生、23番、原山中学校、木下舞先生、24番、西の原中学校、大久保 知美先生、そのほかの学校医の皆様は、継続して委嘱をさせていただきます。 任期は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までです。 なお、児童・生徒数が500人を超える学校には2名の配置を、また、 1,000人を超える学校には3名の配置が可能となっております。 続きまして、その隣のページです。

		こちらは学校医の眼科医について、委嘱期間満了に伴い、新たに委嘱するものでございますが、眼科医の皆様につきましては、全ての学校医の皆様継続をしていただき、新規及び変更等はございません。 任期は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までです。 続きまして、裏面をご覧ください。 学校医の耳鼻咽喉科医について、委嘱期間満了に伴い、新たに委嘱するものでございますが、こちらも全ての学校医の皆様継続していただき、新規及び変更等はございません。 任期は、令和8年4月1日から令和10年3月31日まででございます。 説明は以上でございます。
教 育 長		これから質疑を行います。 質疑はありませんか。
各 委 員		なし。
教 育 長		質疑なしと認めます。 議案第8号について採決をします。 お諮りいたします。 議案第8号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員		異議なし。
教 育 長		異議なしと認めます。 したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。
(議案第9号)		
教 育 長		日程第13 議案第9号 印西市立小学校及び中学校の管理校医の委嘱についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 指導課長。
指 導 課 長		議案第9号 印西市立小学校及び中学校の管理校医の委嘱について。 印西市立小学校及び中学校の管理校医を印西市立学校職員安全衛生管理規程第7条の規定により、次のとおり委嘱する。 令和8年3月19日提出。 印西市教育委員会教育長、渡邊義規。 裏面をご覧ください。ご説明します。 管理校医について、委嘱期間満了に伴い、新たに委嘱するものでございます。 新規で委嘱させていただきます方は、7番、原山小学校、木下舞先生、19番、印西中学校、大久保知美先生、23番、原山中学校、木下舞先生、そのほかの管理校医の皆様は、継続して委嘱をさせていただきます。 任期は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までです。 説明は以上でございます。
教 育 長		これから質疑を行います。

各 委 員
教 育 長

質疑はありませんか。

なし。

質疑なしと認めます。

議案第9号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第9号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員
教 育 長

異議なし。

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

(議案第10号)
教 育 長

日程第14 議案第10号 印西市立小学校及び中学校の学校歯科医の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

指 導 課 長

議案第10号 印西市立小学校及び中学校の学校歯科医の委嘱について。

印西市立小学校及び中学校の学校歯科医を印西市立小学校及び中学校管理規則第5条の規定により、別紙のとおり委嘱する。

令和8年3月19日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

裏面をご覧ください。

学校歯科医について、委嘱期間満了に伴い、新たに委嘱するものです。

新規で委嘱させていただきます方は、4番、船穂小学校、飯塚真司先生、10番、小倉台小学校、肥田翔吾先生、肥田愛子先生、13番、六合小学校、直野孝彦先生、14番、平賀小学校、松田直樹先生、そのほかの学校歯科医の皆様には、継続して委嘱をさせていただきます。

任期は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までです。

説明は以上でございます。

教 育 長

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

各 委 員
教 育 長

なし。

質疑なしと認めます。

議案第10号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第10号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員
教 育 長

異議なし。

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

(議案第11号)

教 育 長	日程第15 議案第11号 印西市立小学校及び中学校の学校薬剤師の委嘱についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 指導課長。
指 導 課 長	議案第11号 印西市立小学校及び中学校の学校薬剤師の委嘱について。 印西市立小学校及び中学校の学校薬剤師を印西市立小学校及び中学校管理規則第5条の規定により、別紙のとおり委嘱する。 令和8年3月19日提出。 印西市教育委員会教育長、渡邊義規。 裏面をご覧ください。ご説明します。 学校薬剤師について、委嘱期間満了に伴い、新たに委嘱するものでございます。 新規で委嘱させていただきます方は、11番、西の原小学校、島郁実先生、25番、印旛中学校、島郁実先生、そのほかの学校薬剤師の皆様は、継続して委嘱をさせていただきます。 任期は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までです。 説明は以上でございます。
教 育 長	では、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。
各 委 員	なし。
教 育 長	質疑なしと認めます。 議案第11号について採決をします。 お諮りいたします。 議案第11号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。
(議案第12号)	
教 育 長	日程第16 議案第12号 印西市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 保育幼稚園課長。
保育幼稚園課長	議案第12号 印西市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について。 印西市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を印西市立幼稚園管理規則第4条の規定により、別紙のとおり委嘱する。 令和8年3月19日提出。 印西市教育委員会教育長、渡邊義規。 それでは、説明させていただきます。

		裏面をご覧ください。
		本案は、印西市立もとの幼稚園における学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱期間満了に伴いまして、新たに委嘱するものでございます。
		今回委嘱する方は、学校医としまして茆原弘光先生、斉藤仁先生、学校歯科医としまして谷岡芳江先生、学校薬剤師としまして中村登志子先生でございます。
		なお、任期につきましては、令和8年4月1日から令和10年3月31日まででございます。全員の先生が継続となっております。
教 育 長		説明は以上でございます。
		これから質疑を行います。
各 委 員		質疑はありませんか。
教 育 長		なし。
		質疑なしと認めます。
		議案第12号について採決をします。
		お諮りいたします。
各 委 員		議案第12号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
教 育 長		異議なし。
		異議なしと認めます。
		したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。
(議案第13号)		
教 育 長		日程第17 議案第13号 印西市立幼稚園の管理校医の委嘱についてを議題とします。
		提案理由の説明を求めます。
保育幼稚園課長		保育幼稚園課長。
		議案第13号 印西市立幼稚園の管理校医の委嘱について。
		印西市立幼稚園の管理校医を印西市立学校職員安全衛生管理規程第7条の規定により、次のとおり委嘱する。
		令和8年3月19日提出。
		印西市教育委員会教育長、渡邊義規。
		それでは、ご説明させていただきます。
		本案は、印西市立もとの幼稚園における管理校医の委嘱期間満了に伴いまして、新たに委嘱するものでございます。
		今回委嘱する方は、茆原弘光先生でございます。
		なお、任期につきましては、令和8年4月1日から令和10年3月31日まででございます。継続して委嘱するものでございます。
		以上でございます。
教 育 長		では、これから質疑を行います。
各 委 員		質疑はありませんか。
		なし。

教 育 長	質疑なしと認めます。 議案第13号について採決をします。 お諮りいたします。 議案第13号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。
(議案第14号)	
教 育 長	日程第18 議案第14号 印西市史編さん委員会委員の委嘱についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 文化振興課長。
文化振興課長	議案第14号 印西市史編さん委員会委員の委嘱について。 印西市史編さん委員会委員を印西市史編さん委員会設置条例第3条及び第4条の規定により、次のとおり委嘱する。 令和8年3月19日提出。 印西市教育委員会教育長、渡邊義規。 それでは、ご説明をさせていただきます。 本案でございますけれども、印西市史編さん委員会委員の委嘱期間満了に伴いまして、委員を委嘱するものでございます。 委嘱させていただく方は、1、榎美香氏、2、木村修氏、3、大友一雄氏、4、伊藤哲之氏、5、高花宏行氏、6、石井秀昭氏でございます。皆様の選出区分及び所属等については、記載のとおりでございます。 現在、市史編さん事業では、各専門部会を設置いたしまして編さんを進めておりますことから、現委員を引き続き委嘱するものでございます。 任期につきましては、令和8年4月1日から令和10年3月31日まででございます。 説明は以上でございます。よろしく申し上げます。
教 育 長	では、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。
各 委 員	なし。
教 育 長	質疑なしと認めます。 議案第14号について採決をします。 お諮りいたします。 議案第14号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。
(議案第15号)	

教 育 長	日程第19 議案第15号 印西市立印旛歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 文化振興課長。
文化振興課長	議案第15号 印西市立印旛歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱について。 印西市立印旛歴史民俗資料館運営委員会委員を印西市立印旛歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例第9条及び印西市立印旛歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則第15条の規定により、次のとおり委嘱する。 令和8年3月19日提出。 印西市教育委員会教育長、渡邊義規。 それでは、ご説明をさせていただきます。 本案は、印旛歴史民俗資料館委員の委嘱期間満了に伴いまして委嘱するものでございます。 委嘱させていただく方は、1、内藤幸一氏、2、早川博史氏、3、矢嶋毅之氏、4、山田俊輔氏でございます。皆様の選出区分及び所属等については、記載のとおりでございます。 なお、これらの4名の方々でございますけれども、地域の考古・歴史に関する専門性を有されているの方々でございますので、引き続き委嘱するものでございます。 そして、本案で提出させていただいた方以外に、学校教育関係者を委員として委嘱させていただく予定がございますけれども、人事異動等がございますことから、決まり次第、委嘱の手続を取らせていただきたいと思いますと考えております。 委嘱期間につきましては、令和8年4月1日から令和10年3月31日まででございます。 説明は以上となります。
教 育 長	では、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。
各 委 員	なし。
教 育 長	質疑なしと認めます。 議案第15号について採決をします。 お諮りいたします。 議案第15号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。
(議案第16号)	
教 育 長	日程第20 議案第16号 印西市教育ビジョンについてを議題としま

教育総務課長

す。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

議案第16号 印西市教育ビジョンについて。

印西市教育ビジョンを別紙のとおり定める。

令和8年3月19日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

それでは、ご説明させていただきます。

印西市教育ビジョンについてでございますが、これまでも委員の皆様
に総合教育会議の中でご議論いただき、市民へのパブリックコメントを
経まして、今回示させていただいているものが最終的な教育ビジョンで
ございます。

改めまして、教育ビジョンは、教育大綱と教育振興基本計画を一本化
して、市の今後目指すべき教育の方向性を示すとともに、学校教育や教
育行政に関する施策を展開するための指針となるものでございまして、
策定期間を令和8年度から令和12年度の5年間としております。

なお、本日の教育委員会定例会におきまして議決をいただきました
ら、教育ビジョンが策定となります。その後、市のホームページや広報
を通じて周知をしていくこととなります。

説明については以上でございます。

教 育 長

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。いかがでしょうか。よろしいですか。

各 委 員

なし。

教 育 長

質疑なしと認めます。

議案第16号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第16号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

(そ の 他)

教 育 長

日程第21 その他について、何かありますか。

学務課長。

学 務 課 長

まず、学務課からです。

まず1つ目、令和8年度入学式の日程及び出席予定者についてござい
ます。お手元の一覧表をご覧ください。

令和8年度の入学式につきましては、小学校においては4月9日木曜
日、中学校につきましては4月8日水曜日となっております。

なお、委員の皆様におかれましても、出席していただきたいと思いま
すので、ご確認のほう、よろしくお願いいたします。

教 育 長
各 委 員
教 育 長
各 委 員
教 育 長
各 委 員
教 育 長
指 導 課 長

続きまして、印西市児童及び生徒通学費補助金交付要綱の一部改正についてでございます。

お手元の資料をご覧ください。

本要綱につきましては、令和8年3月31日までが効力となっております。現在の利用状況等を踏まえまして、この要綱については、さらに3年延ばす形になりまして、令和11年3月31日までの効力というふうに改めたいと思いますので、今回報告させていただいたものでございます。

続きまして、印西市立小学校及び中学校修学旅行費補助金交付要綱の一部改正についてでございます。

お手元の資料をご覧ください。

本要綱につきましても、効力につきましては令和8年3月31日までとなっておりますが、現在の利用状況等を鑑みまして、3年後まで引き延ばし、令和11年3月31日までと改めさせていただいたものでございます。

説明は以上でございます。

では、今学務課長から、3つほど説明ございましたけれども、1つ目、入学式の日程、出席予定者、こちらについて、何か質疑はありますか。

なし。

では、2つ目、印西市児童及び生徒通学費補助金交付要綱に関して、質疑はありますでしょうか。

なし。

では、3つ目、印西市立小学校及び中学校修学旅行費補助金交付要綱について、質疑はありますか。よろしいでしょうか。

なし。

では、学務課の点については以上です。

ほかにその他ありますか。

指導課長。

指導課です。よろしくお願いします。

まず初めに、印西市中学校部活動補助金交付要綱の一部改正についてでございます。

資料をご覧ください。

印西市中学校部活動補助金交付要綱の一部改正についてご説明させていただきます。

今回の改正の理由といたしましては、2点ございます。

1点目は、補助金の交付につきましては、3年ごとに改正が必要になり、今年度、令和8年3月31日をもって終了しますことから、延長の意味での改正がまず1点です。

もう一点は、これまで部活動補助金の対象を中学校の部活動としておりましたが、部活動の地域移行・地域展開によりまして、休日の部活動の地域クラブ化を進めておりますことから、教育委員会のほうが主導し

ている地域クラブにつきましても、中学校の部活動と同様に補助対象に加えるため、改正をしたものでございます。

続きまして、次の資料をご覧ください。

印西市部活動地域移行推進協議会設置要綱の廃止及び印西市部活動地域展開推進協議会設置要綱の制定についてでございます。

まず初めに、資料3枚のうちの一番上ですが、印西市部活動地域移行推進協議会設置要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和8年3月31日。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

こちらですが、ご説明いたします。

裏面をご覧ください。

廃止の理由でございますが、印西市部活動地域移行推進協議会の協議において、印西市部活動地域移行に係るモデル実証事業による地域クラブ設立により目的が達成されたため、この制度を廃止するものでございます。

続きまして、次のページをご覧ください。

印西市部活動地域展開推進協議会設置要綱を次のように定める。

令和8年3月31日。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

初めに、制定の要旨でございますが、次の3枚目をご覧ください。

スポーツ庁・文化庁の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」により、部活動改革推進期間から部活動改革実行期間に移り、部活動地域移行から部活動地域展開に名称が変更されます。それに伴い、印西市部活動地域展開推進協議会設置要綱を新設するためのものでございます。

続きまして、条文の内容ですが、第1条、設置について、第2条、所掌事務について、第3条、組織について、第4条、守秘義務について、第5条、任期について、第6条、会長及び副会長について、第7条、会議について、第8条、庶務について、第9条、委任についてでございます。

最後に、附則でございますが、施行期日は令和8年4月1日、会議の招集の特例は、施行後最初の会議の招集について規定するものとし、告示の失効は、令和11年3月31日でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長

では、指導課から2点ございましたけれども、まず1つ目、部活動補助金交付要綱の一部改正について、質疑はありませんか。

長尾委員。

長 尾 委 員

クラブ活動の定義というか、例えば野球部がクラブ、それが地域展開になって、部活が地域のクラブになるというのは分かるのですが、例えば、うちの子はフェンシングをやらせたいとか、スノーボードをやらせたいとか、そういう今まで部活としてなかったものを子どもに

教 育 長 指 導 課 長	やらせたいという人たちは、この対象にはならないのですか。 指導課長。 現在の地域移行・地域展開では、そういったクラブはございません。もともと中学校で活動していた部活動で、休日に活動を伴った部活動を今、地域移行、改革実行しておりますので、新たな種目・競技でクラブを新設するといったことは、現在は着手してございません。 以上でございます。
教 育 長	よろしいですか。
長 尾 委 員	長尾委員。
教 育 長 指 導 課 長	ということは、補助金対象ではないということですね。 指導課長。 現在、そういったクラブを地域クラブ化してはございませんが、もともと中学校の部活ではなかった、いわゆるクラブチームとか、そういった団体への補助も対象ではございません。
教 育 長	ほかにこの件について、質疑はありますか。
豊 田 委 員	豊田教育長職務代理者。 クラブ活動の補助金ですけれども、今回3年が経過して、見直しというか、要綱の延長をされるということですので、補助金の額を見直すようなお考えは、今回はなかったのでしょうか。物価等の高騰ですとか、そういったものに合わせて、交通費ですとか宿泊費ですとか参加費ですか、そういったものに充てられると思うのですけれども、そういったことは、今後は考えられますか。
教 育 長 指 導 課 長	指導課長。 まず、今回の改正につきまして、補助金の額の見直しは行っておりません。 ただ、この改正の一つでもある地域クラブ化によって、今後、我々の地域クラブだけではなくて、周りの大会ですとか催し方がどのように変わっていくかによって、やはり必要な額というのは、多少変化する可能性もございますので、そのあたりは注視しながら、検討は、進めるべきときが来たら進めるべきかなとは考えています。
豊 田 委 員	以上でございます。
教 育 長	ありがとうございます。よろしくお願いいたします。
各 委 員	ほかはよろしいですか。
教 育 長	なし。
各 委 員	では、2点目の設置要綱関係についてですが、質疑ありませんでしょうか。よろしいですか。
教 育 長	なし。
教 育 長	では、指導課の件についてはこれで終わります。
	ほかにその他ありますか。
	文化振興課長。

文化振興課長

文化振興課からは、第5回印西まちなか音楽祭の開催についてご報告をさせていただきます。

お手元の資料に沿いましてご説明させていただきます。

3の開催日時でございますけれども、令和8年5月10日日曜日の11時からでございます。オープニングセレモニーは、10時半から牧の原駅の北口広場で開催いたします。

4の会場につきましては、これまでと同様、印西牧の原駅周辺に12のステージを設けて実施いたします。

6の出演団体数は、94組、約700名のアマチュアミュージシャンが印西市に集結されます。当日でございますけれども、牧の原駅周辺に様々なジャンルの音楽が奏でられます。ロック、ポップス、ニューミュージック、合唱等々でございます。1日、音楽文化に包まれるイベントでございます。

教育委員の皆様にはご出席いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

教 育 長
各 委 員
教 育 長
各 委 員
教 育 長

この件について、質疑はありませんか。

なし。

では、その他、何かありますでしょうか。

なし。

ないようですので、これでその他を終わります。

事務局から、次回教育委員会会議の開催日について連絡がございます。

教育総務課長。

教育総務課長

次回、令和8年第4回印西市教育委員会定例会は、4月24日金曜日午後2時から41会議室で行う予定です。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(非公開会議の開始)

教 育 長

それでは、これより非公開とした議題の審議を開始いたします。

傍聴人の方々は退席をお願いいたします。

〔非公開により省略〕

(閉議の宣告)

教 育 長

以上で本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

(閉会の宣告)

教 育 長

令和8年第3回印西市教育委員会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

(15時57分)

印西市教育委員会会議規則第31条の規定により、上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年3月19日

教 育 長 渡 邊 義 規

署 名 委 員 豊 田 光 弘